

食生活改善推進員 になりませんか

令和2年度の活動の様子



会員の研修会の様子



若者世代（看護大学生）への食育



親子（幼児期）の食育

昨年度はコロナ禍の中、活動の規模を縮小し、感染対策を取りながら研修会や食育活動を行いました。

例年は、親子や高齢者、男性などを対象に料理教室を開催したり、伝承料理を市民に伝えたりといった活動を実施しています。

食生活改善推進員とは「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに食を通じて健康づくりを行うボランティア団体です。子どもから高齢者まで、幅広い年代の方を対象とした食育に取り組んでいます。現在、敦賀市では54人の推進員が活動しています。

◆◆◆養成セミナーの受講生を募集します◆◆◆

食生活改善推進員になるためには、半年間の養成セミナーを受講する必要があります。

■とき	9月17日(金)～2月18日(金) 1回2時間程度
	9月17日(金)・28日(火) 12月7日(火)・17日(金)
	10月13日(水)・29日(金) 1月14日(金)・28日(金)
	11月12日(金)・22日(月) 2月9日(水)・18日(金)

- ところ 健康センターはぴふる
- 対象 食生活改善推進員としてボランティア活動をする熱意のある方
- 定員 8人 ■料金 無料
- 申込 8月31日(火)までに健康推進課へ電話で申し込み



- その他 新型コロナウイルス対策を行いながら実施（状況により内容が変更となる場合もあり）
- ・調理実習の料理はテイクアウト

伝承料理のレシピを紹介

●敦賀の「鯛ずし」のレシピ

港町敦賀では港にあがった「めんか（小鯛）」を3枚に卸して小骨を除いて箱ずしにしていました。



食生活改善推進員の活動の1つとして、伝承料理の普及活動も行っています



押し箱のない場合は、手まりずしにしても美味しく召し上がれます。

材料	4人分
米	4合
だし昆布	5cm
酢	80cc
砂糖	大さじ7
塩	小さじ1.5
小鯛のささ漬け	1樽
青じそ	適量

- 1 米を洗い出し昆布を入れ炊飯する
- 2 Aをよく混ぜ、合わせ酢を作る
- 3 熱いご飯に合わせ酢を振りかけ、すし飯を作る
- 4 ささ漬けはすりこぎなどで薄く延ばす
- 5 箱ずしの容器に酢飯、青じそ、ささ漬けをのせ、蓋をしてしっかり押す
- 6 食べやすい大きさに切り分ける

参考) 福井県の伝承料理「ほっとするね ふるさとの味」より
現代の生活様式に合わせて、敦賀市の食生活改善推進員がアレンジしました。

「めくもりをつなぎ 共に生きる つるが」を目指して 障がい児者福祉計画を 策定しました

近年、障がいのあるなしに関わらず、相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。
市では、平成27年3月に策定した「第3期障がい者基本計画」および平成30年3月に策定した「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たな計画を策定いたしました。

■計画の位置付け

「障がい者基本計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）がそれぞれ自主的に行動するための指針となるものです。
「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」はこの基本計画に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するための基盤整備などに関する成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込んで、その提供体制を確保するための方策を定めています。

■基本理念

これまでの基本計画の理念を踏襲し、市民と行政が共に障がい者に対する取り組みを推進していくため、「めくもりをつなぎ 共に生きる つるが」を基本理念としています。

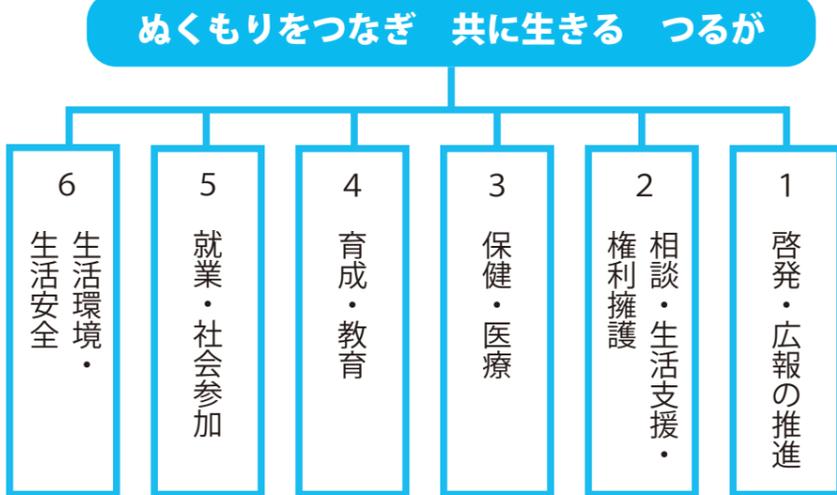
■計画期間

- 第4期障がい者基本計画 ……令和3～8年度（6か年）
- 第6期障がい福祉計画 ……令和3～5年度（3か年）
- 第2期障がい児福祉計画 ……令和3～5年度（3か年）

■計画の目指すべき方向

【基本理念】

【基本方向】



■計画の策定方法

令和2年度に実施した障がい者福祉に関するアンケート調査の結果を踏まえ、現在の事業の課題や新たに生じた障がい福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図りました。

■計画の推進

障がい者基本計画では、基本理念のもと、6つの基本方向に沿って各施策を推進していきます。障がい福祉計画・障がい児福祉計画では、障がい者基本計画との調和を図りながら、障がい者の総合的な支援体制の確立を目指してまいります。

計画の推進のためには、市民や障がい者本人・家族、事業者、ボランティア、福祉関係機関などの相互協力体制および主体的な参加が不可欠です。市では、障がいのあるなしに関わらず、共に支え合いながら自立した生活ができる「地域共生社会」の実現を目指す「めくもりをつなぎ 共に生きる つるが」の理念に基づき、積極的に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
また、当事者団体や福祉関係者などの専門家で構成される地域自立支援協議会にて、幅広い意見交換を行ってまいります。